

**第78回国民スポーツ大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会
苫小牧市実行委員会
売店運営要項**

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会苫小牧市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、第78回国民スポーツ大会冬季大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の便宜を図るため、運営する競技会場に設置する売店（以下「売店」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、nepia アイスアリーナ（北海道苫小牧市若草町2丁目4-1）とし、その設置場所は、実行委員会が決定する。ただし、実行委員会は、出店場所となる競技会場施設の管理者（以下「施設管理者」という。）と協議の上、必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、令和6年1月28日から令和6年2月3日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設は、原則として以下のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

| 日程 | 開店 | 閉店 | 備考 |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 令和6年1月28日 | 11:00 | 19:00 | フィギュアスケート |
| 1月29日 | 9:30 | 19:00 | フィギュアスケート |
| 1月30日 | 10:00 | 19:00 | フィギュアスケート |
| 1月31日 | 8:00 | 12:30 | フィギュアスケート |
| 1月31日 | 16:00 | 20:30 | アイスホッケー |
| 2月1日 | 8:00 | 19:00 | アイスホッケー |
| 2月2日 | 8:00 | 19:00 | アイスホッケー |
| 2月3日 | 8:30 | 14:30 | アイスホッケー |

5 出店料

出店料については、無料とする。

6 売店の出店数、位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗当たり 7.0 m² (2.0m×3.5m) 以内とする。ただし、実行委員会は、出店の状況等に応じて、これを調整することができる。また、2階厨房スペースについては、この限りではない。

7 販売品目

売店における販売品目は、本要項の目的を達成するに相応しいものとし、具体的には、次に掲げる範囲とする。ただし、大会オフィシャルパートナーによる制限を設ける場合がある。

(1) 食品類

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

基本対象品目は、パン類、飲料（アルコール飲料は除く。）のほか、北海道の郷土料理、北海道の食材を使用した料理とする。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、加熱処理等を必要としないもの。ただし、2階厨房スペースに出店する者については、この限りではない。

(2) 郷土物産品

北海道の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物、農水産加工品、地酒、菓子等の土産品については、この中に含むものとする。

(3) その他

スポーツ用品、国スポ記念グッズ、写真材料、その他大会関係者及び一般観覧者の便宜を図る上で実行委員会が必要と認めたもの。

8 出店者の条件

売店の出店者は、次の条件を満たす者とする。

(1) 原則として、苫小牧市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次に該当するものについては、この限りではない。

ア 国民スポーツ大会（旧：国民体育大会）（冬季大会含む。）において出店実績がある者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が認めた者

ウ その他特段の理由により実行委員会が認めた者

(2) 各競技期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれらを調整できるものとする。

(3) 法令等により、許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

(4) 申請日から起算して過去1年以内に、法令等の違反による処分を受けていないこと。

(5) 出店者の役員等（個人である場合、その者をいい、法人である場合、その役員又はその支店もしくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、従業者として暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

(6) 申請日時点において、市町村税の滞納がないこと。

9 食品取扱者の条件

食品衛生法関係法令に基づき許可等を受けるべき施設の出店者については、次の条件を満たす者とする。

- (1) 保健所において、対象施設（出店場所）の営業許可申請又は届出手続きをとること。
- (2) 営業店舗が、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。

10 経費負担

売店の設置、運営及び撤去に要する経費は、出店者の負担とする。

11 運営設備等

売店の出店に必要な設備等（陳列台、椅子等）については、出店者が準備するものとし、実行委員会が特に認め、火気器具等を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

12 保健所への手続き

営業許可申請又は届出を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定された場合は、速やかに保健所に許可申請等を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

13 売店の監督

実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督する。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該売店の従業者の中から売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があつた場合は、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店の売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、当該売店の従業者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは売店の管理運営を第三者に委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 危険物を販売すること。
- (6) アルコール飲料を販売又は試飲を行うこと。ただし、土産品として実行委員会が認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器又は音響器具類を使用すること。

- (8) 火気を使用すること。ただし、2階厨房スペースに出店する者および実行委員会が特に認めた者は、この限りではない。
- (9) その他、大会運営に支障をきたす行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付された売店出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 食品を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規程を遵守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店にあつては、ゴミ箱を設置するなど、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (7) 出店により発生した排水、汁物、及び油類は施設の設備に流さず、毎日持ち帰り適正に処分すること。
- (8) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車証を指定された位置に掲示すること。
- (9) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう行うこと。
- (10) 売店の従業者の服装は、清潔な衣服を着用するものとし、名札を着用すること。
- (11) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心がけること。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (13) その他、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

- (1) 売店における販売品及び売店の備品の管理は出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (2) 売店において発生したトラブルについて、実行委員会及び施設は一切の責任を負わない。

18 事故等の発生時の対応

- (1) 売店において、事件若しくは事故が発生した場合は、売店責任者は初期対応にあたるとともに、実行委員会又は関係機関等に直ちに連絡し、その指示に従うこと。また、提供した食品による健康被害があったときは、売店責任者は直ちに実行委員会及び保健所に報告するとともに、保健所の調査に協力すること。
- (2) 不審者若しくは不審物を発見した場合は、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うこと。

19 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、売店出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（売店の従業者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、設置期間の終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、出店場所を原状に復し、実行委員会及び施設管理者の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営の実施に関し、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年9月19日から施行する。